静岡県静岡市清水区和田島
一一二〇番　一号
字萩ノ峯
一一二一番　二号
一一二二番一　五号
一一二三番　六号
七六八番　三号及び四号
七六二番　七号
七五五番　八号
七七四番　十号及び十一号
七七八番　十二号
一一七七番一　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字宮尾コツト
谷戸沢右支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
静岡県伊豆市修善寺
字下山
三五八二番
三五八三番
字上り山
三五八四番から三五八七番まで
三五八九番
三六三一番
三六三二番一から三六三二番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
静岡県伊豆市修善寺
字上り山　三五九一番　一号
三五九〇番　二号
三五八九番　三号
字下山　三五八二番　四号
三五七八番　五号
字谷戸洞　五〇六番　六号

○国土交通省告示第六百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年四月七日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九九
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を広島市農道上原線の道路敷の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一二二度四九分六秒
一〇九五・七九五メートルの地点　一号
標柱一号から六二度二八分五四秒
三八・四六〇メートルの地点　二号
標柱二号から一二一度一四分二二秒
一一七・九六二メートルの地点　三号
標柱三号から二一三度九分五〇秒
二四・五二五メートルの地点　四号
標柱四号から二七四度四九分七秒
九八・一三九メートルの地点　五号
標柱五号から三一九度一七分三八秒
五〇・六二九メートルの地点　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
塩谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県呉市天応塩谷町
一七二四番二　一号
一六六六番四　二号
一七〇二番二　二十号
一七〇五番一　二十一号
一七四四番二　二十二号
広島県呉市天応町
字作田
一六八四番三　三号
一六九一番　十二号
一六九〇番一　十三号及び十四号
一六八五番一　十五号
一六八五番二　十六号
一六八六番三　十七号
一六八七番四　十八号
一六九四番三　十九号
字上ヌ山　四一九番二　四号及び五号
四一八番　十号
四一九番三　十一号
広島県呉市天応東久保一丁目
一五六六番三　六号から八号まで
一五六一番　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
永慶寺川支川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県佐伯郡大野町字矢草二七三四番六地内三等三角点上山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一三二度二四分七秒
一五二四・五九一メートルの地点　一号
標柱一号から二六八度五四分二六秒
六〇・九七二メートルの地点　二号
標柱二号から三四二度四五分五八秒
二四三・六六八メートルの地点　三号
標柱三号から二五度四六分三四秒
一三・五七三メートルの地点　四号
標柱四号から一〇一度二五分二八秒
五七・二七三メートルの地点　五号
標柱五号から一五五度五三分七秒
二二一・八六〇メートルの地点　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
道秀原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県廿日市市津田字鷹巣山一四八五番一地内三等三角点津田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第九百四十号で指定した道秀原川に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二一二度一七分四秒
一三七四・六一五メートルの地点　一号
標柱一号から四二度二二分一八秒
三四・〇九〇メートルの地点　二号
標柱二号から六六度三八分一二秒
九三・八〇七メートルの地点　三号
標柱三号から三七度二分五五秒
四一・四八三メートルの地点　四号
標柱四号から一五度四六分五六秒
一七三・八一七メートルの地点　五号
標柱五号から三一度一三分一七秒
一六七・一七六メートルの地点　六号
標柱六号から九一度三三分三三秒
三九・一三九メートルの地点　七号
標柱七号から一九六度二五分三五秒
二六二・五五二メートルの地点　八号
標柱八号から二一八度二六分七秒
一八〇・一九四メートルの地点　九号
標柱九号から二五八度二六分一一秒
一〇七・二三九メートルの地点　十号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県豊田郡大崎上島町東野字奥谷二二四二番一地内四等三角点奥谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十五年建設省告示第千七百八号で指定した同号九に掲げる土地の区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一三度五八分三四秒
四五二・六九三メートルの地点　一号
標柱一号から七七度四〇分七秒
六二・六〇八メートルの地点　二号
標柱二号から一二〇度三分四七秒
四八・六三一メートルの地点　三号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢熊川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県尾道市御調町大字大原字蔵座四三八―二番地地内三等三角点奥村を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百七十四号で指定した矢熊川に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から三〇一度五分一九秒
九五〇・四六八メートルの地点　一号
標柱一号から二五九度一一分三五秒
一五三・三七六メートルの地点　二号
標柱二号から三〇八度一六分四七秒
二一・八七四メートルの地点　三号
標柱三号から四五度四八分四二秒
一一七・〇五八メートルの地点　四号
標柱四号から八九度四五分四六秒
六二・二八五メートルの地点　五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
日南川支川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県三次市三良坂町皆瀬字妻ノ神一四四番一地内三等三角点妻ノ神を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二三八度五八分四二秒
五二三・九〇九メートルの地点　一号
標柱一号から三三四度三一分五秒
六八・三六七メートルの地点　二号
標柱二号から五一度一七分四〇秒
一一二・六四五メートルの地点　三号